



埼玉県報

第 3035 号
平成 30 年(2018 年)
9 月 7 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県文書管理、財務・旅費システムソフトウェアの賃貸借に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 埼玉県文書管理、財務・旅費システム用機器賃貸借に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- F T - NMR（フーリエ変換核磁気共鳴）装置に関する落札者等の公示（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 美児沢用水土地改良区の役員変更届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川市上日出谷南特定土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- I C 運転免許証追記端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- I P R 形警察移動無線通信システム（携帯用）に関する落札者等の公示（会計課）
- I P R 形警察移動無線通信システム（自動車搭載等用）に関する落札者等の公示（会計課）
- 電子署名生成装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 微物分析システムに関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第九百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県文書管理、財務・旅費システムソフトウェアの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年8月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 契約金額
95,450,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第九百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県文書管理、財務・旅費システム用機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年8月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 契約金額
77,941,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第九百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
F T-NMR（フーリエ変換核磁気共鳴）装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター
埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社池田理化 埼玉支店
埼玉県川越市豊田町2丁目22番地5号
- 5 落札金額
64,139,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年6月22日

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―二外

（変更後）フォルテ寄居

埼玉県大里郡寄居町寄居九百二十五―二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外未定

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計三者

ハ 変更年月日

平成三十年五月二十三日

ニ 届出年月日

平成三十年八月二十三日

二 縦覧期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イール妻沼

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一 外 計五者

（変更後）株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十九年四月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年八月二十三日

二 縦覧期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美児沢用土地利用改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

| | 職名 | 氏 名 | 住 所 |
|---|----|---------|-----------------------|
| 旧 | 監事 | 黒 澤 文 雄 | 埼玉県桶川市大字川田谷六千九百九十六番地一 |
| 新 | | | 同 深谷市榛沢三百二十番地一 |

告 示

埼玉県告示第九百七十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

国道二百九十八号 戸田市美女木東一丁目地先

四 作業期間

平成三十年六月二十六日から平成三十年八月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十二号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量 六点）

三 作業地域

川越市大字砂地内

四 作業期間

平成三十年八月七日から平成三十年十二月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十三号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

平成三十年八月三十一日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十四号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（修正測量 地図情報レベル二千五百 八十二・四一平方キロメートル）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成三十年九月七日から平成三十一年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百十六号 本町通り線

三 事業施行期間

平成三十年九月七日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目、三丁目及び二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

岩 崎 孝 男 埼玉県桶川市大字上日出谷千百八番地の一

告 示

埼玉県告示第九百七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I C 運転免許証追記端末装置等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年8月2日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

136,521,806円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年6月19日

告 示

埼玉県告示第九百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I P R形警察移動無線通信システム（携帯用） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

アイコム株式会社 大阪府大阪市平野区加美鞍作1丁目6番19号

5 落札金額

184,539,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年6月1日

告 示

埼玉県告示第九百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

I P R形警察移動無線通信システム（自動車搭載等用） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号

5 落札金額

506,588,364円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年6月1日

告 示

埼玉県告示第九百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子署名生成装置等の貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
127,390,514円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年6月19日

告 示

埼玉県告示第九百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
微物分析システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
三益半導体工業株式会社 群馬県高崎市保渡田町2174番地1
- 5 落札金額
99,576,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年6月1日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年八月十七日

指令越建セ第二九〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成三十年八月三十日

越建セ第二三四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目二百十六番、二百十七番、二百十八番、二百十九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十二番二十四号 名古屋桜通りビル

MULプロパティ株式会社 代表取締役 葛谷 悦敏

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年八月三日

指令越建セ第二九〇〇〇五一号

二 検査済証番号

平成三十年九月三日

越建セ第二四二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮二百六番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮三百二十一番地

並木 幸夫

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年九月七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年九月十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成三十年九月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第三十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年九月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年九月十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他